

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	駐輪場申請処理システム	
行政機関等の名称	白井市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	政策推進部未来創造戦略室交通政策班	
個人情報ファイルの利用目的	市営駐輪場利用の利用者情報の登録及び決定通知書・納入通知書・利用許可証の発行を行うために利用する。	
記録項目	1受付日、2減免有無と理由、3住所、4氏名、5電話番号、6生年月日、7一般、高校生以下の区分、8利用目的、9利用駅、10希望駐輪場、11利用車両、12許可番号、13利用月数、14利用料金	
記録範囲	市営駐輪場の利用申請者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 行政経営推進課 行政経営デジタル係	
	(所在地) 〒270-1422 千葉県白井市復1123番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	記録項目3・4については、白井市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則(平成22年3月31日規則第14号)第5条に基づき変更の届出ができる。	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		